

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領新旧対照表

改正後	現 行
<p>中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領</p>	<p>中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の運用に係る実施要領</p>
<p>1. 中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容</p>	<p>1. 中小企業防災・減災投資促進税制の概要及び措置内容</p>
<p>・ [略]</p> <p>・ 青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）<u>第56条</u>第1項又は<u>法第58条</u>第1項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る<u>法第56条</u>第1項に規定する事業継続力強化計画又は<u>法第58条</u>第1項に規定する連携事業継続力強化計画（<u>法第57条</u>第1項又は<u>法第59条</u>第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20%（令和5年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却18%）の税制措置を受けることができる。</p>	<p>・ [略]</p> <p>・ 青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間（以下「認定対象期間」という。）に中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）<u>第50条</u>第1項又は<u>法第52条</u>第1項の認定を受けた中小企業者が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間（以下「適用対象期間」という。）に、その認定に係る<u>法第50条</u>第1項に規定する事業継続力強化計画又は<u>法第52条</u>第1項に規定する連携事業継続力強化計画（<u>法第51条</u>第1項又は<u>法第53条</u>第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20%（令和5年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却18%）の税制措置を受けることができる。</p>
<p>2. 適用対象者</p>	<p>2. 適用対象者</p>
<p>・ 青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に<u>法第56条</u>第1項又は<u>法第58条</u>第1項の認定を受けた<u>法第2条</u>第1項に規定する中小企業者に該当する者。 （注） [略]</p>	<p>・ 青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に<u>法第50条</u>第1項又は<u>法第52条</u>第1項の認定を受けた<u>法第2条</u>第1項に規定する中小企業者に該当する者。 （注） [略]</p>
<p>3. 適用対象期間及び適用手続きの手順</p>	<p>3. 適用対象期間及び適用手続きの手順</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>4. 対象設備</p>	<p>4. 対象設備</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>【対象設備の種類等】</p>	<p>【対象設備の種類等】</p>
<p>対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）<u>第29条</u>の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。 [略]</p>	<p>対象設備の種類等は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）<u>第24条</u>の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものとする。 [略]</p>

<p>附 則 (施行期日) 1 [略]</p> <p>(経過措置) 2 この実施要領の規定（対象設備の種類等のうち器具及び備品並びに建物附属設備に係る部分に限る。）は、中小企業者（法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの実施要領の施行の日以後に<u>法第56条第1項又は法第58条第1項の認定（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）</u>の申請をする事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、中小企業者が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この実施要領は、令和3年6月16日から施行する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 [略]</p> <p>(経過措置) 2 この実施要領の規定（対象設備の種類等のうち器具及び備品並びに建物附属設備に係る部分に限る。）は、中小企業者（法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの実施要領の施行の日以後に<u>法第50条第1項又は法第52条第1項の認定（法第51条第1項又は法第53条第1項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）</u>の申請をする事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画について適用し、中小企業者が同日前に認定の申請をした事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--